

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
金沢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
金沢市長
公表日
令和7年9月5日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>①定期予防接種券の発行 市内に住民票があるA類、B類疾病に係る定期の予防接種対象者へ予防接種券を発行する。 また転入者については申請に基づき、住民票の異動が確認できしだい発行する。</p> <p>②予防接種に関する接種履歴の記録 定期の予防接種を行ったときは医療機関から出された予診票を基にシステムに取込み、保存する。</p> <p>③A類疾病に係る定期の予防接種対象者への個別通知による接種勧奨 DT第2期、MR、第2期、BCGに関しては、未接種者に対して年1回、勧奨ハガキを送付する。</p> <p>④B類疾病に係る定期の予防接種に対する自己負担額の管理 本人及び同一世帯員の課税状況から、自己負担額が免除になる方を把握し、予防接種券発行の際には無料券を発行する。</p> <p>⑤健康被害救済事務 予防接種を受けたことで疾病にかかり、障害の状態となった場合又は死亡した場合、医療費などの給付を行う。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番14の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 <中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 </p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康情報システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者に予防接種券を発行する。 ・予防接種に関する接種履歴を記録する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (申請管理システム)</p>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 <p>②統合宛名番号の付番機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 <p>②情報照会管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会)
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)
②システムの機能	<p>①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する</p> <p>②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム)</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。</p> <p>⟨⟨本業務における使用機能及びその使用目的⟩⟩ 予防接種対象者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、対象者の自己負担額等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (市税滞納管理システム)</p>
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第14項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>⟨選択肢⟩ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表におけるにおける情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153項)</p> <p>(主務省令第2条の表におけるにおける情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局健康政策課
②所属長の役職名	福祉健康局健康政策課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で予防接種の対象者。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 ・医療保険関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 ・雇用・労働関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 ・災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<p>個人番号、その他識別情報(内部番号):本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 5情報:本人確認資料のために必要 連絡先:本人に連絡事項があった際に連絡をとるために必要 健康・医療関係情報:予防接種履歴の管理のために必要</p>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月以降	
⑥事務担当部署	福祉健康局健康政策課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (内閣府) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () 								
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内LAN) 								
③使用目的 ※		予防接種事業の実施に関して、住民情報、予防接種履歴情報の照会、入力等が必要なため。								
④使用の主体	使用部署	福祉健康局健康政策課、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[10人以上50人未満]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満
[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>①対象者に予防接種券を発行する。 ②予防接種を受診した履歴をシステムに取り込み管理する。 ③予防接種法に基づく給付の支給を実施する。</p>								
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。(上記①の使用方法のため) ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。(上記②の使用方法のため) ・支給対象者に係る公金給付支給等口座登録簿を参照し、振込先口座を取得する。(上記③の使用方法のため) 								
⑥使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	健康情報システム運用支援業務		
①委託内容	<p>健康情報システムの開発、運用、保守等を行う。また、健康情報システム(現行)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、健康情報システムファイルを管理する。なお、健康情報システム(次期)においては、ガバメントクラウドとデータセンターでの運用に置き換わる。</p> <p>※本市においては、現在、新しい健康情報システムの導入を行っていることから、現在利用している健康情報システム固有の事項については「健康情報システム(現行)」、新しい健康情報システム固有の事項については「健康情報システム(次期)」と明記する。</p>		
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25及び26
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p> <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の予防接種の対象者
⑥提供方法	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 </p> <p> <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </p> <p> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 </p> <p> <input type="checkbox"/> その他 () </p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先2~5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p> <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<p> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 </p> <p> <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </p> <p> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 </p> <p> <input type="checkbox"/> その他 () </p>
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>〈本市における措置〉 ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記憶媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</p>
--------	---

7. 備考

--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none">窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載するがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 <p>本市市民課(住民基本台帳関係情報)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none">あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- 申請等の際、特定個人情報を予防接種に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- 申請書等に利用目的を明記する。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- 窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- 個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

- 受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- 府内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>			
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスク>

・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。

・健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。

(アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など)

・アクセスログは1年間ハードディスクに保存し、それ以前のアクセス記録については、7年間分媒体による管理を行う。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

・健康情報システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスは発生しない。

・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しへ、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク>

- ・健康情報システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、健康情報システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。
- ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- ・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。

<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>

- ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する
- ・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none">・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。				
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。
- ・データの書き出しさは、申請があった際に特定の端末で実施する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行ってない	
	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的バージョン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・健康情報システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<p><業務システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none">・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	金沢市総務局文書法制課 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2073
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	福祉健康局健康政策課 電話 076-220-2233
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年12月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局健康政策課長 桶田 光一	保健局健康政策課長 山森 健直	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局健康政策課長 山森 健直	保健局健康政策課長 山口 和俊	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う業務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅駐車場管理システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局健康政策課長 山口 和俊	保健局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(16の2の項)	(16の2及び16の3の項)	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	別表第2の16の2	別表第2の16の2及び16の3	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和1年6月28日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/10/30	2019/6/28	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	—	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	—	システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行なう場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行なった。	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う業務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、就園奨励システム	事後	重要な変更項目でないため

令和3年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p><住民基本台帳テーブル> 最終更新時間 最終更新操作者 最終更新端末名 称 最終更新業務番号 整理番号 氏名カナ 氏名 漢字 生年月日 性別 町丁目番地 枝字枝住所 方書 電話番号 世帯番号 郵便番号 続柄1 続柄 2 続柄3 続柄4 取消 予備1 予備2 予備3 行政 区番号 住登外フラグ 外国人本名 カナ 外国人本名漢字 小学校 中学校 国保区分 徴収区分 課税区分 年金区分 生保区分 住民と なった日 住民でなくなった日 異動 異動年月日 住民異動 住民異動年月日 個人番号 転入前住 所 転入前方書 転出後住所 転出後方書 外国人 本名使用フラグ</p> <p><予防接種テーブル> 最終更新時間 最終更新操作者ID 最終更新端末 ID 最終更新業務番号 整理番号 事業番号 期・回 数区分 予防枝番 年度 事業予定連番 受診日 会 場その他 受診種別 登録日 負担金区分 接種医 療機関番号 接種医療機関その他 小学校区分 中学校区分 接種区分 LOT番号 接種量 ツ反結 果区分 反応状態区分 直径 印刷区分 印刷日 予 診医医療機関番号 予診医番号 接種医療機関 番号 接種医番号 予診医職員ID 予診医職員枝 番 接種医職員ID 接種医職員枝番 ワクチン名CD 予診理由 備考 登録区分 予診表番号 入力窓口 予診年度 免除区分</p>	別紙のとおり	事後	重要な変更項目でないため
令和3年3月31日	V評価実施手続 ①基礎項目評価 ①実施日	2019/6/28	2020/6/29	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和3年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局健康政策課長	福祉健康局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健局健康政策課、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター	福祉健康局健康政策課、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱い委託項目1 の委託 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託項目1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託項目1 ⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	—	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託項目1 ⑥再委託事項	健康情報システムの進捗管理、品質管理、問題点管理	—	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項	番号法第9条第1項 別表第1の14の項	事前	

令和3年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(16の2及び16の3の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(22及び23の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(22、24、25、26の項)	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の10の項の規定による ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の14の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の16の2及び16の3	番号法第19条第8号 別表第2の22及び23	事前	
令和3年6月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番10の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ＜略＞	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番14の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ④実費の徴収に関する事務 ＜略＞	事前	
令和3年6月28日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	＜略＞ (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	＜略＞ (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、宛名システム等	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課)、地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他市町村)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課)、行政機関・独立行政法人等(内閣府)、地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他市町村)	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	①対象者に予防接種券を発行する。 ②予防接種を受診した履歴をシステムに取り込み管理する。 ③予防接種法に基づく給付の支給を実施する。	①対象者に予防接種券を発行する。 ②予防接種を受診した履歴をシステムに取り込み管理する。 ③予防接種法に基づく給付の支給を実施する。	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。(上記①の使用方法のため) ・接種結果と健康・医療関係情報の突合。(上記②の使用方法のため) ・支給対象者に係る公金給付支給等口座登録簿を参照し、振込先口座を取得する。(上記③の使用方法のため)	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。(上記①の使用方法のため) ・接種結果と健康・医療関係情報の突合。(上記②の使用方法のため) ・支給対象者に係る公金給付支給等口座登録簿を参照し、振込先口座を取得する。(上記③の使用方法のため)	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱い委託項目1の委託 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保護・消去 保管場所	＜本市における措置＞ ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 (略)	＜本市における措置＞ ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 (略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (略)	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・発生あり ・その内容:帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。 ・再発防止策:システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	・発生なし ・その内容:空欄 ・再発防止策:空欄	事後	重要な変更項目でないため
令和7年1月14日	I 基本情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番14 番号法別表第2	別表第14項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の14の項	番号法第9条第1項 別表第14項	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2における 22及び23項 22、24、25、26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 主務省令第2条の表における 25、26、153項 25、27、28、29の項	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・番号法第9条第1号及び別表第1の14の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による	・番号法第9条第1項及び別表第14項の規定による ・番号法第19条第8項及び主務省令第2条の表の規定による	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	健康情報システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答及び軽微な法制度改正への対応等	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の22及び23	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25及び26	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	磁気テープ	記憶媒体	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	一	追記	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	全文変更 既存と次期の2システムについて定義する内容	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号	事前	
令和7年1月14日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	略	追記	事前	

令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性 4情報	④記録される項目 その妥当性 5情報	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	データセンター及びサーバー室をクラウドサービスに変更	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係076-220-2348	金沢市総務局文書法制課 076-220-2073	事後	重要な変更項目でないため

別紙 ファイル記載項目

＜予防接種共通＞

宛名番号、更新者、更新日、更新時間、体質的理由 1、体質的理由 2

＜予防接種＞

宛名番号、接種コード、接種回数、接種・予診日、更新者、更新日、更新時間、年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、接種判定、混合接種何種、請求日(月)、実施医療機関、接種番号、接種会場、問診医、接種医、所属、Lot. No、接種量、発赤 反応長径、発赤 反応短径、硬結 反応長径、硬結 反応短径、二重発赤 反応長径、二重発赤 反応短径、所見、判定、精密検査結果、抗体価検査、特記事項、未接種理由、予診フラグ、実施区分、医師の判断、肺炎球菌種類、ワクチンメーカー、特例対象、印刷日、入力日、接種区分

＜高齢者インフルエンザ＞

西暦年度、接種日、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、実施医療機関、接種番号、Lot. No、接種量、実費徴収区分、印刷日、入力日、特記事項

＜高齢者肺炎球菌＞

西暦年度、接種・予診日、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、実施医療機関、接種番号、Lot. No、接種量、実費徴収区分、接種区分、印刷日、入力日、特記事項

＜世帯情報＞

処理区分、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード、世帯主宛名番号、郵便番号、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、電話番号、FAX番号、課税世帯区分、世帯主カナ氏名、世帯予備 1、世帯予備 2、世帯予備 3、世帯予備 4、世帯予備 5

＜個人情報＞

世帯番号、宛名番号予備、世帯番号予備、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄 1、続柄 2、続柄 3、続柄 4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、個人用電話番号(携帯・P H S)、校下、個人用中学校区、Eメール 1、Eメール 2、転入前住所、転出後住所、総合登録番号、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛先人氏名、送 予備 1、送 予備 2、送 予備 3、送 予備 4、送 予備 5、送 フラグ、個人予備 1、個人予備 2、個人予備 3、個人予備 4、個人予備 5、個人情報表示設定 2、個人情報表示設定 3、個人情報表示設定 4、個人情報表示設定 5、ソート用続柄、総合被保険者番号、外国人住民日、第 30 条 45 規定区分、在留資格、在留期間等(yyyymmdd)、在留期間等終了日、在留カード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索用カナ氏名、検索用通称カナ氏名、個人住所コード、個人町内会コード、個人住所日本語、個人地番甲乙判定、個人地番 本番、個人地番 枝番、個人地番 末番、個人地番編集区分、個人方書コード、個人方書日本語、個人方書バーコード、個人郵便番号、統合宛名番号